

設置の趣旨等を記載した書類

1. 中部大学の沿革と大学院教育学研究科設置の趣旨

学校法人中部大学は、昭和13年12月にその前身である名古屋第一工学校を開設して以来、70年余の歳月を経て、現在、中部大学に、工学部、経営情報学部、国際関係学部、人文学部、応用生物学部、生命健康科学部、現代教育学部の7学部・29学科及び工学研究科、国際人間学研究科、経営情報学研究科、応用生物学研究科、生命健康科学研究科の大学院5研究科を設置し、併せて中部大学第一高等学校、春日丘高等学校、春日丘中学校を擁する総合の学園となっている。

中部大学は、「不言実行—あてになる人間」の育成を建学の精神として、「豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果を挙げ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献する」ことを基本理念として、上記の学部、研究科に加え、中部高等学術研究所をはじめとする8つの研究所と教育研究・社会貢献に関わる15余のセンターを置いて教育研究・社会貢献に邁進している。

こうした基本理念のもとで、本学は、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(平成17年1月28日中央教育審議会答申)、平成17年度文部科学白書の「教育改革と地域・家庭の教育力の向上」などの提言を踏まえ、「我が国の深刻な次世代教育、取り分け、人の生涯にとって人格形成の基礎が培われる大切な時期である乳幼児期から就学後の児童期における子どもたちの感性や心、健康・体力を健全に育むという、人格形成基盤を体系的に開発・支援することができる教育者を養成し、社会の期待や要請に応えようとすることを目指し」、平成20年4月に幼児教育学科と児童教育学科の2学科で構成される現代教育学部を創設した。この学部は、次世代教育、特に、家庭、学校、地域社会における教育の重要性を基本とし、時代を担う乳幼児、児童の健全な育成を中心的課題として広く教育研究を行い、もって人格形成基盤を体系的に支援することができる教育者、保育者を養成することを具体的な目標としており、平成24年3月に第1回の卒業生を社会に送り出すところである。この目標を更に高度に達成するには、4年間の学士課程教育だけでは困難である。また、学部在学生の大学院進学希望者の期待に応えるためにも、現代教育学部の幼児教育学科と児童教育学科を基礎に置く教育学専攻で構成する大学院教育学研究科修士課程を設置することとした。

本研究科は、教育学・保育学、教育心理学、教科教育学の3つの領域を基盤とし、基幹科目として、教育方法学研究、教育心理学研究、社会科教育学研究等11科目、専門科目として、教育史学特論、教育心理学研究法特論、特別支援教育特論等の12科目を配置し、これらの科目を通じて、子どもたちを取り巻く危機的な状況を科学的に分析し、解明する力を備えた専門家を養成する。同時に小学校、幼稚園、保育園、こども園、児童福祉施設、

子育て拠点相談センター、児童相談所などの相談機関、教育関連のNPO団体等と連携しながら、地域社会の中で活躍する高度専門職業人の育成を目的としている。

なお、本研究科は、今回の修士課程の設置をもって完成とするものではなく、修士課程において、研究的実践者としての幼稚園・小学校教員並びに高度専門職業人としての指導的な保育士を育成するとともに、他方で、教育学研究を次世代に継承する教員及び研究者を目指す大学院学生を育成する。こうした将来を嘱望される大学院学生を教員及び研究者に育成することを目標に、修士課程の完成後に博士課程への課程変更も視野に入れている。

2. 特に設置を必要とする理由

現在、我が国の子どもたちを取り巻く状況は、あまりにも深刻であり、かつその問題の複雑さを露呈している。

昭和30年代半ば以降、都市化現象に伴う子どもたちの生活の自然からの切り離しをはじめ、映像デジタル文化の浸透、グローバル化の中での競争の激化、家庭をはじめ地域社会の教育力の衰退、人間関係の希薄化などが急速に進む中で、暴力行為、いじめ、不登校、学力・学習意欲の低下の懸念、非行、児童虐待、自殺など、子どもたちをめぐる多くの問題が生じ、未だ解決されていないものも少なくない。これらの子どもたちの発達危機は、今なお喫緊の課題である。

現代教育学部は、平成23年度で完成年度を迎え、翌平成24年3月に第1回の卒業生を輩出するが、学部設置当初から、卒業後の進路として、大学院の設置が議論され、保護者からも期待の声が大きい。平成20年度に入学した1期生のうち、教育・保育職への就職を強く希望している59人（幼児教育学科18人、児童教育学科41人）を対象とした大学院入学に関する調査を行った結果、6割（37人）の学生が大学院進学に興味を示しており、専修免許状についても39人がその取得に関心があるとの回答を得た。また、卒業後の進路として大学院での修学を積極的に考えている学生は10人、教育・保育職への就職を優先しつつも大学院進学に興味を示す学生は34人と、大学院に対する学生の意識が高いことを窺うことができる。（[資料1](#)「大学院入学に関する調査データ」参照）

これらの期待に応えるためにも、本学に大学院教育学研究科を設置することにより、学部卒業後、学修・研究を続けていく途を拓くことができる。

さらに、本学は、平成21年度から2年間、現職教員を対象にした教員免許更新講習を実施し、現職の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など総計225人の教員が、必修領域と選択領域の講義を受講した。そのうち、小学校教員の必修領域受講者は、2年間で127人であった。講習後のアンケート調査によれば、これらの教員の中には、時間と職場の条件が許せば、大学院で学んでみたい、あるいは、引き続き講義を聞いてみたいという声が多数あった。平成22年度講習の対象教員の年齢が35歳、45歳、55歳であったことを考えると大学院で学びたいと考えている現職教員が多く存在することが窺える。現代教育学部が愛知県内の現職教員に対して、本学に大学院教育学研究科が設置され

た場合、大学院への進学を希望するかについて年代別にサンプリング調査を行った結果、50代の男性管理職からは、教育現場では、さまざまな問題が生じており、そうした問題に対処するためにも、大学院へ進学して研鑽を積むことには意義がある、50代の女性管理職からは、大学院在学時に培ったネットワークが現在管理職の職務をこなす上で非常に役立っている、40代の男性教員からは、自身の教育実践を大学院へ進学して学問的に再評価する機会が得られることに大変魅力を感じる、40代の女性教員からは、大学院へ進学して、不登校やいじめ、発達障害児への対処に役立つ心理臨床的な技能や能力を修得したい、30代の女性教員からは、最近の保護者の「学歴」も向上しており、教員側も修士課程を修めることが必要である、30代の男性教員からは、現職のまま夜間大学院へ通うことは容易ではないが、新しく設けられた研修制度を利用して昼間に開講される大学院で学びたい、という回答があった。

また、本学が所在する愛知県春日井市と名古屋市の一部小学校教員に対する聞き取り調査及び近隣の私立幼稚園園長に対する聞き取り調査の各結果においても7.6%、67.6%の希望者がいる。(資料2「現職教員の大学院修学に関する調査データ」、資料2-2「地域における小学校教員の入学希望者データ及び幼稚園園長の調査データの概要」参照)

一方、文部科学省は、教育公務員特例法の改正により、平成13年度から「大学院修学休業制度」を導入し、現職教員の大学院での学びを支援しており、愛知県でも、平成20年度から、「自己啓発等休業制度」を導入し、学びのサポートをしている。さらに、愛知県教育委員会は、平成23年度の教員採用候補者選考試験から、採用試験に合格した者で、大学院へ進学したい者は、大学院修了までその試験合格を有効とみなし、二次試験を面接だけで採用することになった。(資料3「大学院修学休業制度による休業者数」参照)

本研究科では、こうした背景を踏まえ、本学卒業生及び現職教員等からの多様なニーズに応えるとともに、子どもたちをめぐる複雑な問題に対応するため、教育学・保育学をはじめ、教育心理学、教科教育学を基盤とし、各種専門科目を配置する。これにより、子どもたちの生活の全局面で現れる諸問題や発達の危機に対して、実践的な専門教育を展開することで、高い専門性と総合力を兼ね備えた人材を養成し、これらの諸問題の解決に向けて果敢に挑戦していく教育・保育に関する専門家を輩出することを目指している。そのためには、本学における4年制の学士課程教育のみでなく、大学院修士課程教育が不可欠である。

3. 教育研究上の理念、目的—人材養成の目標

(1) 教育研究上の理念、目的

本研究科（修士課程）における人材養成は、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて（平成17年9月5日中央教育審議会答申）」において提起された大学院に求められる4つの人材養成機能のうち、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」と「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある

人材の養成」を主たるねらいとしている。現在、社会問題化している子どもの非行をはじめ、暴力行為、いじめ、不登校など、子どもの問題行動や発達の危機に対して理論的に考究し、実践的に対応しうる人材の中心は高度専門職業人としての教員である。

平成18年7月の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に示されているように、「教職は、日々変化する子どもの教育に携わり、子どもの可能性を開く創造的な職業であり、このため、教員には、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることが求められている。教員を取り巻く社会状況が急速に変化し、学校教育が抱える課題も複雑・多様化する現在、教員には、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていくことが重要となっており「学びの精神」がこれまで以上に強く求められている」。また、「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について一現職教員の再教育の推進一文部科学省教育職員養成審議会（第2次答申）」の中でも、「教員に求められる資質能力は今後とも更に高度化・多様化していくと見込まれ、長期的に見た場合、教員養成教育の標準が現行の学部レベルのものから修士レベルのものへと徐々に移行していくことは、もはや必然的なことと思われる。」とされ、大学院における教員養成の必然性が強調されている。

こうした近年の大学院教育の動向を踏まえながら、本研究科は、教育学・保育学をはじめ、教育心理学、教科教育学を基盤とし、各種専門科目を配置して、複合的な学術領域における教育研究を行うことを基本理念とし、この基本理念のもとで課題の解決にあたる総合力豊かな実践的な教育研究者並びに高度専門職業人を育成することを目的とする。（資料4「教育学研究科の基本理念」参照）

（2）どのような人材を育てるのか

本研究科は、上述した教育研究上の理念と目的に沿って、高い専門性と総合性を併せ備え、教育・保育の世界をリードする教育実践者などの高度な教育専門家、指導的な教員の養成を目指す。同時に、将来、博士課程に進学して学問を発展的に継承できる研究者を養成する。

本研究科では、具体的に以下のような人材養成を行う。

- ① 幼稚園、小学校における高度実践型教員
- ② 子どもを育てる専門的力を備えた保育者
- ③ 研究者
- ④ 教育関係業務に従事する高度専門職業人

①幼稚園、小学校における「高度実践型教員」の養成

○「高度な実践力」を備えた中堅教員の養成

複雑な社会変化のなかで、多様化する学校課題に果敢に挑戦し対応できる「研究的実践力」のある教員養成を行う。最近、文部科学省が指摘している、いわゆる「4

+α」の教員養成制度が近い将来実施されることを見越して、この「α」の部分にも寄与できる大学院教育を目指している。文部科学省より、向こう8年間で義務教育段階の学級定数を35人に引き下げる方向が示されており、加えて、今後急速に教員の世代交代が進み、都市部を中心に採用増が続く状態である。こうした状況に鑑み、中堅教員としての「ミドルリーダー」をはじめとする管理職候補者を育成する。取り分け、スクールマネジメント、危機管理、カリキュラム開発等のスキルアップを目指している。そのために、教育方法学研究、教育マネジメント特論、教育相談学更には国語、社会、算数、理科、体育に関する教科教育に関する科目を配置している。

また、文部科学省が、教員の資質及び専門性の向上のため、上級免許状所有教員数の拡大を目指していることに鑑み、本研究科では、幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状を取得し、修了後、教育の現場において、指導的な役割を果たす人材を養成する。そのために、幼児教育学研究、身体教育学研究、障害者（児）心理学研究、保育学特論、比較幼児教育特論を配置している。昨今、「小一プロブレム」などの問題が生じ、幼稚園や小学校との連携協力が求められている現在、高度で専門性を身に付けた専修免許状をもった教員の養成が可能である。（資料5「愛知県における幼稚園、小学校の状況」参照）

○学力・学習意欲の低下への懸念、社会性や規範意識の低下など、学校現場が抱える諸問題に対応できる教員

今、学力・学習意欲の低下への懸念、社会性や規範意識の低下など、子どもたちをめぐる多くの問題が生じている。こうした学校現場で起こっている諸事例に焦点をあて、専門的な視野から、問題を創造的に解決できる教員、例えば、学校・地域社会・家庭との連携の企画・運営をリードしていけるような教員を養成する。

そのために、教育方法学研究、国語教育研究、社会科教育学研究、算数・数学教育学研究、科学教育研究等の教科に関する科目を充実させるとともに、教育心理学研究、社会心理学特論、教育相談学特論、発達障害児支援特論を配置している。

○「特別な教育的ニーズをもつ子ども」に対応する専門的力量を備えた教員

特別支援教育の動向、つまり、今後の特別支援学校教員の2万人増員計画を踏まえて、現代教育学部の学士課程教育では、小学校教諭と特別支援学校教諭の両免許状を有する教員の養成に努めており、本研究科においても、専門科目として特別支援教育特論、発達障害児支援特論、基幹科目として障害者（児）心理学研究を配置している。これにより、より高度な特別支援教育の専門家として、知的障害、肢体不自由、ADHD、LD、広汎性発達障害等に適切に対応することができ、カウンセリングマインドをもった専門的力量を備えた教員を養成する。

また近年、外国人児童生徒の教育的ニーズに対応する教員の専門的力量が求められている。全国でも、愛知県では、「外国人児童生徒教育推進事業」に加え、平成17年度から「外国人生徒教育支援員設置事業」が開始され、積極的な取り組みがなされてきた。これらの児童生徒には、日本の学校風土や生活習慣に親しむよう支援し、学習意欲や学校への帰属意識を高めることが肝要となる。また外国人児童生徒を迎える日本の児童生徒たちに対しては、異文化理解や異文化受容の態度を育むことも教員に求められる。

本研究科では、こうした状況を踏まえ、大学院の専門科目として、異文化心理学特論を配置し、多文化共生の視点から専門的に対処できる高度専門職としての力量育成をめざす。

②子どもを育てる専門的力量を備えた保育者の養成

社会の変化や児童福祉法の改正に伴い、保育士は、従来のケースワークだけでなく、カウンセリング、子ども一人ひとりの発達過程を理解した保育内容、保護者への指導や助言、地域の子育て支援、他機関との連携などが重要視され、これまで以上に、保育士の専門性の確保や資質の向上が求められている。

本研究科では、こうした専門性が要請される保育所（園）をはじめ、幼稚園や児童福祉施設などの保育者を養成する。全国500近くある保育士養成施設で、現場経験があり、理論も学修している教員が極端に不足している。また、急速な少子化や地域社会の変化の中で、高度な専門的力量を備えた保育士、児童福祉施設、更には各種NPO組織などの専門的職員が求められている。地域の実態に対応し、組織の中で強いリーダーシップが発揮できる高度な専門家、つまり、確固たる保育・教育理論と福祉行政理論をバックにした高度専門職としての広い意味の保育者の養成を目指す。具体的には、豊かな心を持ち、論理的な思考に基づいた保育を実践する能力に加えて、対人援助職に不可欠なコミュニケーション能力や心理療法、カウンセリングなどの専門知識を幅広く学ぶことができるように、幼児教育学研究、保育学特論、障害者（児）心理学研究などの科目を配置している。（資料6「保育所の状況等について」参照）

③研究者の養成

本学現代教育学部学生あるいは学外から、大学院に進学し、将来、研究者を目指す者も少なくないと考えられる。また、過去2年間にわたり実施した教員免許更新講習においても、現職の教員から、将来、専門的に大学院で学び、専修免許状を取得したいという声が多数聞かれた。本研究科においても、修士課程修了後、継続して研究・教育に取り組み、かつ教育の現代的諸課題の解決に積極的に応えることができるように、博士後期課程の設置を目指している。

そのために、各分野に応じた基幹科目、専門科目を体系的に修めるとともに、教育学特別研究を履修し、教育学又は教育心理学を主な専門領域として大学院博士課程に進学し、継続して研究に取り組む研究者としての専門的力量を育成する。

④教育関係業務に従事する高度専門職業人の養成

「教育」や「子育て」、「文化振興」を中核にした「街おこし」等の新しい公共事業や第三セクター、NPO法人等で働く人材も育成する。例えば、最近も近隣の地方自治体から、小・中学生が参加する「街おこし」への協力・援助を依頼された。このような依頼に積極的に応えられる人材の養成を目標としている。つまり、本研究科は、地域の人々が地元の大学院で学修し、地元で働くような地域に密着した人材養成を目指している。21世紀に入り、生涯学習社会を迎え、生涯学習関係の仕事や教職専修免許状を有した仕事も増えつつある。こうした教育に関連した職種で活躍のできる高度専門職業人も養成する。そのために、発達障害児支援特論、保育学特論、社会心理学特論等の科目を配置している。

4. 研究科、専攻の名称及び学位の名称

(1) 研究科の名称

教育学研究科 (Graduate School of Education)

本研究科は、現代教育学部（平成20年度設置）を基礎として設置するものであり、幼児教育学と児童教育学を総称する領域の名称として教育学が最も適切であると判断し、当該名称の研究科とすることとした。

(2) 専攻の名称

教育学専攻 (Major in Education)

教育学専攻は、現代教育学部の幼児教育学科、児童教育学科を基礎として設置するものであり、教育学に関する学術の理論及び科学的な思考力、研究能力、実践能力を備え、教育学・保育学に基礎を置き、教育心理学、教科教育学、特別支援教育を複合させた教育研究組織であるので、当該名称が最も適切な名称であると判断した。

(3) 学位の名称

教育学専攻の修了生に対しては、修士(教育学) (Master of Education)を授与する。

この専攻は、教育課程を教育学・保育学、教育心理学、教科教育学の3領域に区分し、教育学に関する学術の理論及び科学的な思考力、研究能力、実践能力を備え、保育や教育の世界で指導的な役割を果たすことができる実践者、教育学の専門領域

における教育・研究者を目指す者など高度な教育専門職を育成することを目的としており、専攻の名称をそのまま学位の名称として用いることとした。

ちなみに、現代教育学部幼児教育学科、児童教育学科において授与する学位は、学士（教育学）である。

5. 教育課程の編成の考え方及び特色

今日、教育・保育を取り巻く現状の中で、最大の関心事は、教員や保育者の授業力・教育力・保育力の低下の問題である。本研究科の教育・研究の目的は、この喫緊の課題に十分に答えることができる高度な研究的・実践的教育力・保育力を持った高度専門職業人としての教育者を養成することである。

教育学専攻の教育課程の編成に当たっては、現代教育学部の幼児教育学科と児童教育学科の2学科を基礎として、基幹科目で、教員の授業力、保育者の実践力向上を目指す実践的研究の基盤になる教育方法学、教育史学、幼児教育学を教育・研究し、子どもの発達の危機が懸念されている中で教育者が就学前・学齢期を通して子どもの健全な育ちを保障していくための実践力の基盤となる教育心理学、発達心理学、社会心理学、障害者（児）心理学を教育・研究し、さらに、教科教育学分野として、知識基盤社会の中で注目を浴びている社会倫理の劣化、リテラシーの脆弱化をも視野に入れた社会科教育学と健全な子どもの発達の元になる身体教育学をカリキュラム開発に重点を置いて教育・研究することに主眼を置いている。

基幹科目で修得した確かで、高度な研究的素養をバックに、取り分け東海地方に顕著なニューカマーの子どもの教育・保育にも目配りし、グローバル化を視野に入れた学校教育学、保育学、異文化心理学、教育相談学、児童福祉学、特別支援教育学、算数・数学教育学、科学教育学等の諸専門科目を、地元春日井市を中心とする教育・保育の実践現場や教育委員会、NPO 法人等と密接な連携の下に実施されるアクションリサーチ、カンファレンス、フィールドワークや事例研究を主体にした演習形式で履修することで、理論と実践を融合した即戦力としての研究的実践力を形成することを目指している。

具体的には、これらの基本的な考え方により、基幹科目に係る教育課程を次表のように教育・保育学領域、教育心理学領域、教科教育学領域の3区分で編成している。

教育学・保育学領域	教育学・保育学研究の諸理論の理解と実践研究
教育方法学研究	教育方法学研究では、グローバルで歴史的な視点から子どもを教える方法の諸理論を理解し、それを基盤にして学力・学習意欲の低下、社会性や規範意識の低下等、今日我が国の教育・保育現場が抱えている諸問題に教育者は如何に対処していくかという実践的な教育・保育力の向上をも目指す。
教育史学研究	教育史学研究では、近現代日本における多様な教育問題を歴史的に考察し、教育問題の背景や解決の糸口を探ることを目指す。同時に、教育学に関する資料や教師の実践記録などを読む機会を設け、教育学研究を進めていく基礎的な力を養う。
幼児教育学研究	幼児教育学研究では、幼児教育を歴史的に、更に最新の動向をグローバルな視点から説き起こし、幼児教育者の基盤となる諸理論を理解し、東海地区に顕著なニューカマーの幼児や親の特別なニーズに応えられる力量の向上をも目指す。
教育心理学領域	教育心理学研究の諸理論の理解と実践研究
教育心理学研究	教育心理学研究では、今日のグローバル化社会・知識基盤社会のもとで、教育現場が抱える幼児・児童・生徒の学力・学習意欲・規範意識の低下、自制心の弱さ、特別なニーズをもつ子ども等についての諸課題を、発達・学習・適応・個性化の過程に関する諸理論と実践研究をもとに理解を深める。その上で、保育士・教師として、教育現場で対処できる実践力の向上を目指す。
発達心理学研究	発達心理学研究では、発達のグランド・セオリーであるピアジェ、ワロン、ヴィゴツキーの理論的背景をもとに生涯発達の視点に立って、発達及び臨床発達の諸理論を検討する。その上で、21世紀の人々を取り巻く現実的発達課題や教育的諸問題を分析し、問題解決の糸口を見出す手法を追究する。特に、学級、家族、地域など人々の関係性の中での生涯発達の視点からの理論的実践的な検証を中心課題とする。

障害者（児）心理学研究	障害者（児）心理学研究では、乳幼児期や学齢期によくみられる知的障害や高機能広汎性発達障害、ADHD などに関する最新の研究動向と諸理論を体系的に理解すること、及び障害をもった子どもと保護者に対する支援を理解することを目標とする。現在、保育現場や学校現場で問題となっている軽度の発達障害や気になる子どもについても取り上げて、その不適応行動と対応についての理解を深める。また、保育や教育場面での研究例や実践事例に関する文献講読と討議によって研究方法の習得と研究能力の向上を目標とする。
教科教育学領域	教科教育学研究の諸理論の理解と実践研究
社会科教育学研究	社会科教育学研究では、現在急速に進行しつつある社会構造の変化に対応し、グローバルな視点で物事を熟考し行動できる人材を育成するとともに、社会科教育の実践的課題に対応した教員の力量の向上を目指す。
算数・数学教育学研究	算数・数学教育学研究では、学習指導要領を軸に算数・数学に関わる数学理論やその教育的側面、教育的視点から眺めた数学の内容を発展させ深める。算数・数学教育の目標と学習指導要領に関連した内容や背景・発展となる数学、またその教材化、特に子どもが自ら創り上げる算数・数学を文献から探索する。更に、学校数学と大学の数学の繋がりに関連した主として代数学における線形代数、代数系やグラフ理論の内容についての研究方法の習得と研究能力の向上を目指す。
身体教育学研究	身体教育学研究では、子どもの発育発達保障、健康の増進と管理、体力の低下問題など、今日の教育界や社会が抱える諸問題に視点を当て、その背景と実態を把握するとともに、予防・改善策を近代科学の理論から探究していき、教師としての質の高い専門性と教育力を養うことを目指す。
国語教育研究	国語教育研究では、子どもにとってすべての学びの基礎となる国語を、高い見識に基づいて指導できる教員の養成を目指す。小学校の低学年から高学年まで、さらには中学校をも見通し、学習内容の継続発展を念頭に置きつつ、発達段階に応じた指導方法を工夫できる資質の育成を目標とする。

科学教育研究	科学教育研究では、小・中学校の理科で扱われる大地の成り立ちや岩石の観察、水の働きなどについての授業をつくるための基礎を、地球科学をベースに地殻の構成物質やその構造、地球表層での現象や歴史などに関して学修することを介して培う。また、野外調査能力を向上させ、地球環境に影響を及ぼしている地学現象を観察・研究できる方法を形成するために野外演習を行う。これらの学修を通して、子どもが知的好奇心や探究心をもって、自然に親しみ、目的意識をもった観察・実験を行うことにより、科学的に調べる能力や態度を育てる授業が構想できる力量を修得する。
--------	--

なお、本研究科修士課程を設置するに当たっては、中央教育審議会答申（平成17年9月5日）「新時代の大学院教育」の趣旨を踏まえ、「幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成して実践することとしており、また、人材養成機能を主として「①高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養ある人材の養成」に置いて、教育学専攻の特性を踏まえた教育内容・研究指導の充実を図っていくこととしている。

6. 教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科の教員組織は、本研究科の基盤教育組織である現代教育学部の幼児教育学科及び児童教育学科の担当教員を中心に、教育学・保育学、心理学、教科教育学等を専門分野とする者で、大学院の教育を担当する上で十分な専門性、教育経験、研究歴並びに実務経験等を備えた教授15人、准教授5人、（合計20人）で構成する。

また、専任教員の年齢構成は、**別項の書類**「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりであり、特定の年代に偏らないよう、年齢均衡にも配慮し、中堅、熟練の教員をバランス良く配置する。これにより、高い教育研究実績によって広く高度な専門知識を教育することができ、先端的な研究活動を通して学生の知的興味と関心を涵養し、世代の共通性に基づいた共感的理解を促進して実践力を育成することが可能となる。

なお、本研究科の教員に就任させる者は、修士課程完成時までの2年間において定年年齢を超えることはないが、教育・保育学領域及び教科教育学領域の専任教員2人は、完成年度の3月31日に定年退職日になる。これらの後任については、本専攻の教育研究体制のバランスのとれた継続性を維持し更なる発展をさせるために、公募、定年延長

等による厳正な選考を実施していくことを基本方針としている。定年規程は、資料7のとおりである。

7. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

本研究科に入学する学生に対しては、履修ガイダンスを行い、研究科に配置する基幹科目と専門科目の履修を通して、専門基盤・周辺領域の幅広い学識・見識の修得を指導するとともに、一人ひとりの学生が志向する専門性を最も効果的に修得する上で必要と思われる講義、演習科目の選択による履修を指導する。その上で、学生が志向する専門性に関わる主指導教員を、学生に教員の専門性を周知させた上でその希望を十分考慮し、学生と教員の面談を経て決定する。

主指導教員は、入学試験時での出願書類の中の「研究計画」を基に、学生と協議して修士論文テーマと複数の副指導教員を定め、副指導教員とともに学生一人ひとりの個性や将来の進路目標等に十分配慮して教育研究指導とそれに伴う生活指導を行う。

副指導教員は、学生の修士論文テーマに沿って教員の中から適任者を充てる。将来進路目標を、保育所（園）をはじめ、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学校現場等で指導的な活躍を希望する学生や、修士課程を修了後、博士課程に進学することも視野に入れ、教育・研究者となることを目指す学生のいずれにも、その専門性の基盤となる基幹科目、講義・演習科目の履修を義務づける一方、指導する修士論文テーマの題目をその進路に即した内容とするように配慮する。

論文審査及び試験は、主指導教員と他領域の教員を含む3人以上の教員で組織し、主指導教員以外の教員を主査とする修士論文審査委員会で行い、研究科委員会で可否を決定する。

これら学生の履修・研究等のスケジュールを示せば、資料8のとおりとなる。

修了要件は、専攻（修士課程）に2年以上在学し、指導教授の指導の下に、必修科目を含め計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出して、その審査及び試験に合格することとする。履修する科目の単位の認定及び論文審査に当たっては、評価基準を定めてあらかじめ公表する。

なお、教育学専攻が養成する人材像に対応した「履修モデル」は、資料9のとおりである。（14条特例の履修モデルを含む。）

また、教育学研究科における教育学専攻の履修指導のフローチャートを、資料10として添付した。

8. 施設・設備等の準備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は愛知県春日井市東部の丘陵地に位置し、43万㎡の校地を有し、この校地に既に7学部・5研究科の施設と全学共有施設としての図書館、講堂、体育館、武道体

育館、全天候型のフィールド、野球場その他の運動施設、並びに食堂、売店、郵便局、休憩場所、茶室等、合計 159,374.26 m²を整えている。

運動場は、既に全天候型のフィールド 2 面 (23,565.1 m²) と約 14,452 m²の野球場、534.26 m²の弓道場、1,185.60 m²の武道場、テニスコート 4 面及び室内温水プール (25m × 7 コース) を整えている。これらの施設は、学士課程教育における健康とスポーツ科目、スポーツ保健医療学科等の授業や課外活動に十分活用できる広さがあり、これまでの使用実績からしても、本研究科設置後も学生が十分に活用できる余裕がある。したがって、運動場等については、今回改めて整備する必要はない。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学大学院においては、教員の研究室、実験室及び設備、並びに大学院学生の講義、演習、実験に必要な教室等の設備と器具は整備されている。また、大学院学生のための研究室及び設備を整備し、学生が常時学内で研究活動を行える体制を整えている。

今回設置する教育学研究科においても、現代教育学部が所属する 70・71 号館において、教員の研究室、講義室、演習室、実験・実習室等を整えており、その中にこの分野の教育研究に必要な設備も整備されてきており、研究科の教育課程実施に支障を来すことはない。また、大学院学生の実験室を十分に配置して、全学生が充実した研究活動が続けられるよう修学・研究環境を整える。

教育学研究科に関わる施設は、本申請書に添付した校舎の図面 (70 号館・71 号館、72 号館) のとおりであり、学部と共用する施設のほかに、研究科固有の講義室 (2 室) 及び院生室 (2 室) を設置することとしており、教育研究に支障を来すことはない。なお、参考として授業時間割表 (使用教室等を含む。) を 資料 1 1 として添付した。さらに、院生室配置のレイアウトは、資料 1 2 のとおりである。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は昭和 56 年に新設し、6 階建て延べ 8,231.80 m²を有し、収容可能冊数は 70 万冊であり、現有の蔵書数は 55 万冊余、閲覧座席数は 900 席である。したがって、今回の研究科設置に際しては特に図書館を整備する必要はないが、全学的な見地から図書館施設の更なる充実を図るため、増築 (3,978.780 m²) を行っている。また、図書館には文献検索用のパソコンを館内の各階に整備し、全ての閲覧者が自由に閲覧できるシステムを整え、書籍や文献の検索や借用を効率的に進めており、教育研究を適切に促進できる機能を備えている。

今回設置する研究科関係の図書、学術雑誌等については、和書 24,267 冊、洋書 4,266 冊、和雑誌 1,041 種 (BN を除く。以下同じ。)、洋雑誌 1,299 種、電子ジャーナル (和雑誌 56 種、洋雑誌 1,102 種)、視聴覚資料 409 点を、本学に既設の現代教育学部と現代教育学研究所並びに教育学研究科における教育学・保育学、教育心理学、教科教育

学の各領域の教育研究を推進する上で必要かつ十分な図書、学術雑誌等として既に図書館に配備しており、新たに整備する必要がある図書、学術雑誌等は多くない。

なお、本学では、国立国会図書館や他大学の図書館と図書の相互貸借、文献の相互利用（複写）のサービス（インターネットによる申込み等）を行っており、その他、愛知県内のN大学及びA大学の図書館と図書館活動のコンソーシアムを結成し、相互利用等について共同活動を行っている。

そのほか、地元春日井市図書館とも相互利用サービスを行っている。

9. 既設の学部との関係

教育学研究科（教育学専攻）と、その基礎に置く現代教育学部（幼児教育学科・児童教育学科）の繋がり等の関係は、資料13に図示するとおりである。学部・大学院一貫教育の観点から、学部教育と大学院教育の間に教育課程の有機的関連性を持たせることとしており、資料の図は、研究科の教育指導体制が学部からの積み上げに基づくものであることも表している。

10. 入学者選抜の概要

本学園創設の理念である「不言実行一あてになる人間」と、この理念のもとに定めた教育上の使命である「豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力」に基づき、単なる知識や理論の修得にとどまらず、それらを社会の様々な現場で実践的に生かし得る人材、知識や理論を一層深化展開させることができる高度専門職業人（教育研究者を含む。）を目指す学生を受け入れる。

また、現職教員や保育士を含む社会人からの入学者が多く見込まれる。そのため、現職教員等の社会人のニーズを考慮して、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28条）第14条の特例を実施する。

入学者選抜方法については、資料14のとおり一般試験、社会人試験を実施する。社会人試験の志願者に多く見られる大学卒業者と同等以上の学力を有する者の取扱いは、中部大学大学院の出願資格に係る入学資格審査事務取扱要領（資料14-2）に定めるところにより、学長に対し入学出願時期の2週間前に入学資格審査申請書（申請書、履歴書、実績等報告）、最終学校の卒業証明書・成績証明書及び免許・資格等の証明書を提出させて、研究科の入学資格審査委員会で審査を個別に行うこととしている。その際の具体的な要件及び判定基準は、申請書類に基づき、①専修学校、各種学校、高等専門学校の課程の修了などの学習歴、②社会における実務経験や取得した資格等、③大学の科目等履修生として修得した一定の単位、④その他、旧制諸学校で修了した課程の内容等を踏まえた総合的判断による対象者の絞り込みを経て、大学卒業者と同等の学力に関する専門試験（筆記試験、面談試験）を実施し、60点以上の成績の場合に受験資格を有することとしている。

1 1. 大学院設置基準第 1 4 条による教育方法の実施

現職教員や保育士を含む社会人からの入学者が見込まれるため、現職教員等の社会人学生を対象として、大学院設置基準（昭和 4 9 年文部省令第 2 8 条）第 1 4 条の特例を次のとおり実施する。

① 標準修業年限は 2 年とする。

② 履修指導及び研究指導の方法

社会人に対しては、大学院における履修・研究と社会人としての職務活動を両立させることを前提として、本人の勤務・休暇の状況等を踏まえつつ、教育研究時間を確保できるよう柔軟な授業を実施する。特に、研究計画立案の段階から、本人の仕事・経験と関連した研究テーマを設定するなど、個々の学生の状況に応じて指導教授が個別に対応するとともに、本人の研究意欲を尊重した適切な履修指導及び研究指導を行う。

③ 授業の実施方法

修士の学位を取得しようとする社会人に対して、月～金曜日に 2 コマ（1 8 : 0 0～1 9 : 3 0、1 9 : 4 0～2 1 : 1 0）と、土曜日に 2 コマ以上（学生の履修環境を考慮した時限）を開講するとともに研究指導を行う。

なお、本学の学士課程教育においては、土曜日は授業の実施日となっている。

④ 教員の負担の程度

本専攻修士課程担当教員は、現代教育学部（1 6 人）、教育実習センター（2 人）及び教職課程（2 人）の教員、計 2 0 人で構成しているが、これらの教員の授業担当は、①学部等における年平均週時間数は、9.95 時間 ②本専攻修士課程における 1 年次の年平均週時間数は、2.9 時間 ③本専攻修士課程の完成時（2 年次）における年平均週時間数は、5.9 時間となっている。これらの教員が、学部等及び大学院を担当する場合の年平均週授業時間数は、1 年次においては、13.13 時間、完成時（2 年次）においては、16.3 時間となるが、教員の役割分担及び連携体制を確保しているため、特に教育研究上支障を来たすことはない。

⑤ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学の図書館には、教育学研究科関連の図書約 2 万 9 千冊、学術雑誌 2 千 4 百種、電子ジャーナル 1 千 2 百種及び視聴覚資料 4 百点が整備されている。また、学内に情報機器室を設置しており、2 4 時間使用可能な体制をとっている。

事務体制は、現代教育学部に事務室を置き、事務長以下の職員を配置して、夜間開講にも支障のないよう措置している。職員には、研究科の教育研究方針を熟知させ、教員と学生の要望に適切に対応できるようにしている。

⑥ 入学者選抜の概要

社会人選抜については、研究意欲の旺盛な社会人が入学できるよう配慮し、研究計画書などを基に、志望理由や入学後の研究計画など入念な面接試験を行う。

1 2. 管理運営

教学面における管理運営体制については、研究科長の下に専攻主任及び副専攻主任を配置して、管理運営の責任体制を明確にすることとしている。このことは、他の研究科においても同様である。

また、専攻に係る教育課程の編成・実施、学生の身分に関する事項や厚生補導に関わる事項等の教学上の諸事項については、専攻に所属する教育職員で構成する専攻会議で審議した上で、これを研究科委員会に諮って審議・決定する体制を採ることとする。

研究科委員会は、研究科の教授をもって組織し、審議事項に応じて准教授その他の教育職員を加えることができることとする。また、研究科委員会は、月1回開催することを定例とし、それ以外にも必要に応じて随時開催することとする。

なお、研究科委員会の審議事項などは、**別項の書類**「研究科委員会規程（中部大学大学院教育学研究科委員会規程（案）及び中部大学大学院教育学研究科委員会運営内規（案）」に定めるとおりである。

1 3. 自己点検・評価

本学では、平成3年11月に学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置し、平成5年度以降毎年「教育研究に関する実態資料」を取りまとめて学内に公表するとともに、平成7年度以降毎年 Semester ごとに「学生による授業評価」を実施するなど、本学の教育研究活動の推進と自己点検・評価に必要な資料を作成・蓄積してきた。この「教育研究に関する実態資料」は、PDCA サイクルの自己点検・評価の基礎資料として活用されている。また、「学生による授業評価」については、平成10年度以降、その結果や学生による座談会記事などを学内広報誌に掲載する等により教育改善に役立ててきたところであり、平成13年10月には、自己点検・評価委員会が「学生による授業評価」の冊子（663 ページ）として刊行し、学内・外に公開した。

自己点検・評価については、平成11年11月、自己点検・評価委員会の下に複数の「点検・評価委員会」を設置して、大学院・学部の諸活動をはじめとする全学的な点検・評価を実施した。この点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が全体の取りまとめを行った上で、平成12年9月に「中部大学自己点検・評価報告書（平成11年度）」として刊行し、学内の各部署及び全教員に配付するとともに、全国の国・公・私立大学をはじめ広く学外に公表した。

また、平成15年2月には、第2回の自己点検・評価を行うことを決定し、実施組織として自己点検・評価委員会の下に専門委員会を置き、大学として当面する教育活動と

研究活動を点検し、教育改善の実を挙げる適切な方針を得ることとした。ここでの点検・評価事項は、教員の職務と勤務実態、管理運営活動としての委員会活動への参加実態、研究活動の活性化のための研究予算の実態を調査・分析し、それを基に評価を系統的に行った。約1年間の活動によって点検・評価活動を完了し、委員会として一定の改革案を提案した。この提案は大学改革の中心課題として大学協議会で審議し、教育職員の職務・勤務・人事の在り方、学内委員会の組織再編成、研究予算の仕組みの見直し等について結論を得て、改革を実施している。

さらに、平成18年度から、認証評価機関（日本高等教育評価機構）の評価を受けるために、自己点検・評価を実施し、「中部大学自己評価報告書」（平成19年7月）及び「自己点検報告書データ編（平成19年7月）」を刊行した。

なお、本学では、平成19年11月に、上記評価機関による実地調査を受審し、平成20年3月に「中部大学は、すべての基準において大学評価基準を満たしている。」との認証評価を受けたところである。

本研究科でも、大学に合わせて、従来の研究実績や授業内容の改善実績の点検・評価に加え、研究科独自に定期的なFD活動を通じて研究指導のあり方などを不断に点検するようにする。具体的には、設置初年次のFD活動のテーマを「院生の指導体制の確立」、2年次のテーマを「修士論文指導のあり方の点検と改善」とする。こうして行った点検・評価結果は、毎年冊子として公表し、その結果を踏まえ、研究科での教育研究活動の改善に努めていくこととしている。

14. 情報の公表

本学では、教育研究活動等の状況に関する情報について「中部大学ホームページ」の中で、大学院研究科、学部・学科、研究所、研究センター等の教育研究上の理念、目的をはじめとして、学則、大学の基本的な情報、開設授業科目（シラバス）、教員組織と各教員の専門分野・研究テーマ・担当授業科目・研究業績・社会活動等、学生募集要項、オープンキャンパス・進学説明会等の諸事業、財務状況、学部・学科や大学院研究科・専攻等の設置に係る認可申請書・設置届出書の内容、設置計画履行状況報告書、各種資料請求の手続き等を公開して、入学希望者、在学生、卒業生、在学生の父母等、企業・一般及び地域向けにこれらの情報を提供している。

また、全教員の専門分野、研究テーマ、担当授業科目、著書・学術論文・研究報告、学会・社会活動等を毎年「研究者一覧」として刊行して広く学内・外に公表してきたが、加えて産学官連携の必要性から、企業・経済団体等社会の求めに応じて、平成16年度から、冊子「中部大学研究者紹介」を刊行して、地域の企業・団体等に配付している。その他、学部・研究科、研究所等ごとに研究紀要・研究論集を刊行して公表するなど、部局ごとに情報提供も積極的に行っている。

一方、研究科の教育研究活動については、その情報を研究科会議議事録の開示によっ

て必要とする者に提供することとしている。また、毎年パンフレットを作成し、研究科の基本情報を紹介している。

なお、大学院受験に関わる雑誌等に情報（入試制度・教員の研究内容・進路データ等）の提供を求められた場合には積極的に情報提供をすることとしている。

さらに、本学では、上記のような教育研究活動等の教育情報を大学設置基準及び大学院設置基準等に基づき積極的に公表しているが、このたび、学校教育法施行規則の一部改正等（平成23年4月施行）を受けて、現在行っている教育情報の公開項目を同法施行規則に則して公開するように公開項目の基準、方法等の環境整備を図り、教育情報を学生や社会に広く公開し、開かれた大学院教育を実施するために、学長を委員長とする中部大学教育情報公表委員会（資料15）を設置して鋭意検討している。

現在、中部大学教育情報公表ポリシーに基づき、中部大学ホームページ（<http://www.chubu.ac.jp/>）に情報公表（http://www3.chubu.ac.jp/facts_figures/）へのリンクを設置し、同ページでは「中部大学を知る」「学びでみる中部大学」「学生生活でみる中部大学」「データでみる中部大学」「中部大学の評価」の5項目に区分し、同法施行規則に定める事項を体系化して大部分を公表している。

1.5. 教員の資質の維持向上の方策

（1）新任教員に対するFD活動

毎年4月の採用辞令交付後、4～5時間のスケジュールで、新任教員を対象として実施している。その主な内容は、①学長から、本学の歴史と建学の精神を踏まえた教育研究理念、使命並びに目的の解説とその実践のための心構え、当該年度の主要な活動計画の説明並びに本学学生の特質、状況等の具体的な分析に基づく教育指導の確立等についての要請、②副学長から、教務、学習指導に関する諸規定等の解説、③FD委員会委員による教育総合評価・表彰制度の説明、④事務局長等による教員の服務規程を中心とした職務専念義務の徹底等である。この研修の成果は、本学に対する帰属意識の高揚と基本的な職務の規律ある実践を促すことに表れている。

（2）教員に対するFD活動

本学は、平成5年度から学長直属の組織として「総合企画室」（現「大学教育研究センター」）を設置し、教員の教育資質向上のための講演会、研究会、研修会などを開催してきたが、さらに平成14年度に学長を中心とするFD推進委員会（現在は「FD委員会」）を設置して、教員のFDのための方針の作成とその実践を着実に進めてきた。具体的なFD活動の推進母体には、大学教育研究センターを当て、大学教育の改善・改革の方向とも整合性を保ちつつ進めてきている。

本学における大学・大学院の主なFD活動は、①教育内容と方法の改善・向上のための研究・研修活動と、②教育実践に関する教員相互間での経験交流による自己研鑽活

動にまとめられる。①については、現在、大学教育研究センターに3人の教授を配置（兼務）し、専門的な立場からの指導・助言を講演会あるいは個別指導によって進めている。また、毎年1～2回はFD活動で顕著な実践を有する学外の専門家を招聘して、講演会を開催している。②については、本学の教員の教育内容・方法の改善実績を報告し合い、その経験・教訓を共有することとしている。特に（4）で述べる教育総合評価・表彰制度による被表彰者には、この報告を義務付けている。さらに、教員間でのFD活動は専攻・学科レベルでも行っている。1日又は1泊2日の日程で、学科の教育研究や管理運営を含めた教員の職務の効果的な実践について多元的な切り口から検討し、意思の疎通を図っている。

（3）学生の授業評価によるFD活動

本学は、研究科の基盤となる学部において平成7年度から全学生による授業評価活動を年2回実施してきた。この授業評価活動は、現在はFD委員会が企画し、その主要な実施組織を大学教育研究センターが担当している。授業評価は、項目ごとに5段階のポイント制で行うが、その結果は、教員個人単位、学科単位、学部単位で集計し、個人単位の結果は担当教員にのみ提示するとともに、授業科目ごとに評価結果は大学教育研究センターのHP上に掲載し、学内のIDカードを有する全教職員及び学生が閲覧できるようにしている。また、この学生による授業評価の結果は、教員の教育総合評価・表彰制度のための1項目として活用している。一方、評価が芳しくない教員に対しては、学部長又は学科主任から改善を具体的に要望するとともに、FD講演会等の大学企画への積極的な参加を求めている。

また、平成20年度からは、FD委員会の下で「魅力ある授業づくり」の5ヵ年計画の重点目標を定めWebを活用した「学生による授業評価」「教員による授業自己評価」の実施及び「授業改善アンケート」システムの提供、「授業改善ビデオ撮影支援」「授業オープン化制度」「FDフォーラム・FD講演会（再掲）」を実施するなど授業改善に努めている。

（4）教育活動改善に係る教員表彰制度の導入によるFD

本学は、平成14年度から「ポイント制による教育総合評価・表彰制度」を全学的に実施している。このシステムは、各教員の教育活動について、学生による授業評価の結果、教育教材の開発、FD活動等の教育活動、カリキュラム改善等の教育計画・設計活動などの委員会活動、さらには自己評価も加えてポイント化し、総合的に評価するものである。この結果は、1つには各教員の教育活動を自立的に工夫・改善することを啓蒙し、奨励するための教員表彰に活用している。教員表彰は、毎年約30人（教員の10%弱）を学長が表彰し、被表彰者には、その教育実践の内容を学内の講演会等で公表することを義務付けている。

本学は、年次計画に基づき教育分野を整備・拡大し、平成23年度に人文科学、社会科学、理工・生命科学の教育研究領域を擁する7学部29学科、5研究科体制となった。そこで、学部・学科・専攻がそれぞれの教育分野の特質・特徴を最大限発揮できるよう、学部・学科・専攻ごとの評価項目をさらに検討し、学部・専攻等に特化した項目を設けてポイント化することを実施することとした。このことにより、より個性的で多様化し、向上した教育活動が期待される。

上記のように、現在までの本学の教員に対するFD活動は、学部・研究科を対象とし、主に学部教育に重点をおいてきたが、本学の大学院担当教員は学部教育も併せて担当することから、こうしたFD活動は、大学院と学部の枠を超えて、教員の大学教育を担当する上での一般的な資質の維持・向上に有用であると考えられる。このFD活動に加えて、大学院教育に特徴的な学位論文研究指導に関する研究科独自のFD活動も、教員と学生の直接的な対話やアンケート調査を通して研究科単位で実施されている。